

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

### 告 示

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	(障害福祉課)	一
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	一
○道路の区域変更	(道路課)	一
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	二
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(同)	二
○土地改良事業計画変更の適当の決定(三件)	(北部地方振興事務所)	二
○社会教育主事資格認定証書の交付		三

## 告 示

○宮城県告示第千六十五号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一五四〇〇七五三	設置者名 株式会社STEEN タイプライズ	事業所の名称及び所在地 変更前 訪問介護ステーション はぶたえ 仙台市太白区人來田二丁目一番十五号	変更年月日 平成二十二年 十一月一日
---------------------	-----------------------------	---	--------------------------

○宮城県告示第千六十六号  
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十二年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 家畜伝染病の種類

ヨネネ病

### 二 畜種

牛(黒毛和種)

### 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

### 四 発生の場所又は区域

南三陸町

### 五 発生年月日

平成二十二年十一月九日

### 六 患畜の取扱

法令殺

### ○宮城県告示第千六十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路 線 名 本吉室根線
- 三 道路の区域

### 変更後

あすか訪問介護事業所  
仙台市太白区人來田二丁目一番十五号

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
気仙沼市本吉町東川内八九番一地先から 同市同町中川内二五番地先まで		後B	前A	一三・五〇	一、九五八・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				一三・五〇 八五・五〇	一、七五七・〇	

○宮城県告示第十六十八号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 下増田地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第十六十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年十一月二十四日

一 組合の名称

名取市関下土地区画整理組合

二 事務所の所在地

名取市増田字柳田三百七十九番一

三 設立認可の年月日

平成十六年一月十九日

四 変更認可の年月日

平成二十二年十一月十六日

○宮城県告示第十七十号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八十八条第一項の規定により審査した結果、鶴田川沿岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十一月二十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年十一月二十四日から平成二十二年十二月二十二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、大郷町役場及び松島町役場

○宮城県告示第十七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八十八条第一項の規定により審査した結果、加美郡西部土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十一月二十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年十一月二十四日から平成二十二年十二月二十二日まで

三 縦覧場所

加美町役場

○宮城県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、旧迫川右岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十一月二十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年十一月二十四日から平成二十二年十二月二十二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、涌谷町役場

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二十四号

社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和三十四年宮城県教育委員会規則第三号）第四条第一項の規定により、社会教育主事資格認定証書を次のとおり交付した。

平成二十二年十一月二十四日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸一

認定番号	氏名	認定年月日	交付年月日
三二七	富田文靖	平成二十二年十一月十五日	平成二十二年十一月十六日

三二八

横山明美

平成二十二年十一月十五日

平成二十二年十一月十六日